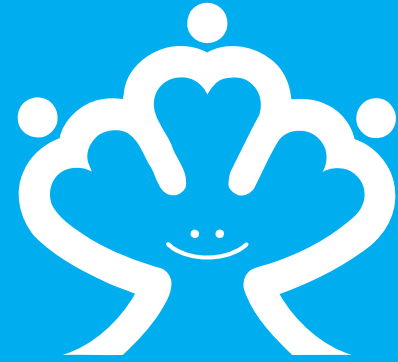


5

路外駐車場



路外駐車場

■基本的な考え方■

建築物に附属せず単独で設けられる駐車場で、建築物とならない駐車場についても車いす使用者用の駐車スペースを設置する必要がある。

整備基準	目標となる指針
路外駐車場 1 駐車場には、車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。 2 1以上の出入口(自動車のみ用の用を除く。以下同じ。)は、イの表(建築物)1の項(出入口)1及び4に定める構造とすること。 3 車いす使用者用駐車施設は、イの表(建築物)7の項(駐車場)1に定める基準に適合するものとする。こと。 4 車いす使用者用駐車施設へ通ずる2に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る通路は、イの表(建築物)7の項(駐車場)2に定める構造とすること。	路外駐車場 1 駐車場には、車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。 2 1以上の出入口(自動車のみ用の用を除く。以下同じ。)は、1の表(建築物)1の項(出入口)1の(1)及び(4)に定める構造とすること。 3 車いす使用者用駐車施設は、1の表(建築物)7の項(駐車場)1に定める基準に適合するものとする。こと。 4 車いす使用者用駐車施設へ通ずる2に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る通路は、1の表(建築物)7の項(駐車場)2に定める構造とすること。

整備基準の解説

●整備の対象
 駐車場に、一以上の車いす使用者用駐車施設を整備する。なお、機械式駐車施設等特殊な装置のみを用いる路外駐車場にあっては、その構造上、本項の適用は除外される。

項目	解説
3位置	○駐車場の出入口にできるだけ近い位置に車いす使用者用駐車施設を設ける。

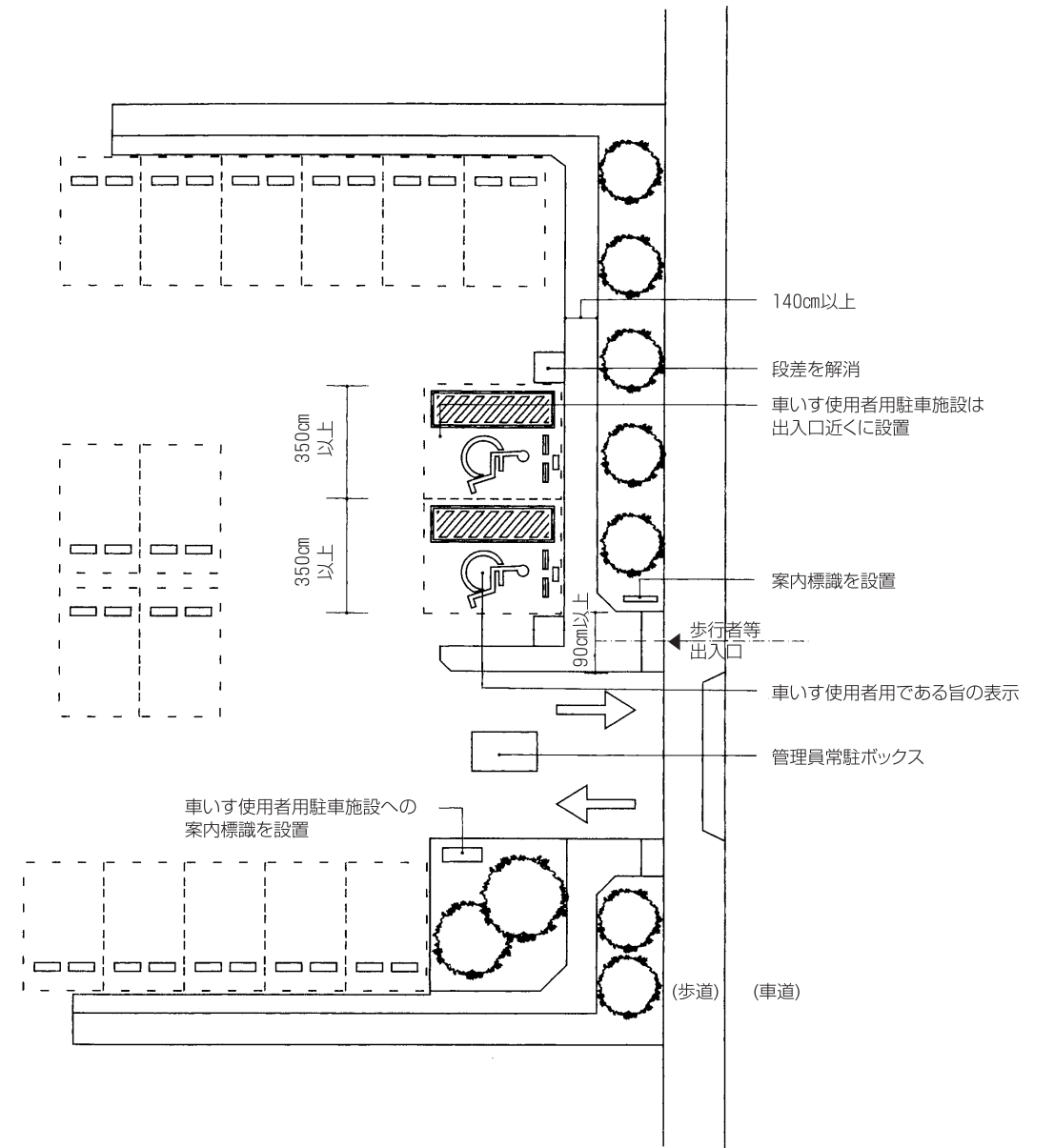
目標となる指針の解説

●整備の対象
 駐車場に、一以上の車いす使用者用駐車施設を整備する。なお、機械式駐車施設等特殊な装置のみを用いる路外駐車場にあっては、その構造上、本項の適用は除外される。

配慮事項

項目	解説
発券所等	○曲がり角や斜路部分に設けないように計画するとともに、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるように配慮する。
歩道と車道の分離	○歩道と車道の動線は可能な限り分離する。
呼出し設備	○非常時に備えて管理人の呼出し設備を設ける。

路外駐車場の整備例



車いす使用者用
 駐車施設の標識の例



駐車場の案内標識の例

